

難民研究フォーラムクロズド研究会 報告書

難民認定審査における信憑性評価

研究会日時：2023年2月7日（火）

報告者：

- ・ 渡邊彰悟／弁護士
- ・ ヒラリー・エヴァンス・キャメロン（Hilary Evans Cameron）
／トロント州立大学

目次

発表1 日本の難民認定審査における信憑性判断の現状と課題	1
発表2 難民認定判断における信憑性評価	8
質疑応答.....	22

発表1 日本の難民認定審査における信憑性判断の現状と課題

渡邊彰悟 [「[資料①](#)」及び「[資料②](#)」参照]

1. 信憑性評価の意義・目的

- 日本の信憑性評価の意義・目的については、一般的な話であるため、資料を読んでいた
きたい。[資料① 1頁参照]

2. 日本の難民認定審査における信憑性評価：全体的な課題

- 日本では、全般的に信憑性評価に対する指針が欠如している。
- 裁判所は、行政段階（一次審査および審査請求）に比べれば、特に「中核的な部分で一
貫性がある」など理にかなう判断をしている。しかし、裁判所の判断も個別の案件にと
どまっていて、指針の一般化・平準化がなされていないという問題がある。

- (本来、信憑性評価で求められる) 「中核部分」という言葉が判決で用いられる場合もあるが、裁判所全体としては、中核部分の信憑性判断が求められていることへの理解が十分ではない。この課題は判決の中で見られる。
- 「顕微鏡的な細かさ」で事実関係を見たり、厳格な一貫性・整合性が求められたりしている。一般的な民事事件、刑事事件に類するようなかたちで難民の判断がされているといえる。
- 発表資料に例として、裁判所が「両親の名前に関する表記が異なっていたという、単純かつ基本的な事柄について、その供述内容等を変遷させていること自体が極めて不合理かつ不自然である」という判断をした判決を紹介しているが、果たしてそうなのか(「供述の信憑性を大きく減殺させる事情」なのか)という問題がある(2015/4/23 東京地裁)。[資料① 2頁]
- また、供述などに矛盾点があったときに、それに対する「釈明の機会の保障」が十分になされていたのかが判決で語られていない。この判決の中でも、行政判断において釈明の機会が保障されていたのか、という見当が十分にされていない。
- 発表資料の「2 難民該当性の適切な評価について」は、勝訴判決(国側敗訴)を受けて、2016年に入管が出した通知である¹。参照してほしい。

難民認定手続における難民該当性の適切な評価について(通知)

2 難民該当性の適切な評価について

難民認定申請案件に係る調査においては、今後、以下のことに留意して、基本に忠実な調査を実施されたい。

申請者の供述の信ぴょう性については、申請者の記銘力、理解力及び表現力の程度が様々であることや言語的な問題があり得ることなどに鑑み、周辺事情の些細な変遷や不一致にとらわれたり、難民調査官の主観的な視点のみによる独断的な評価とならないよう意識し、正確に把握した出身国情報に基づき、第三者的・客観的な視点による適切な評価をすること

3. 信憑性評価において消極要素とされてきたもの

- 先程述べたように、一般的な民事・刑事と同じような判断基準ですっと見ている。かなり細かく見るため、供述の変遷や矛盾が問題になる。

¹ 「難民認定手続における難民該当性の適切な評価について(通知)」、2016年(平成28年)11月16日。本通知の全文は以下に掲載している。[[kawaguchi_ref2_RSFseminar_211109.pdf \(refugeestudies.jp\)](#)]

- 裁判所は、（中核部分だけでなく）一般的に知られている事実と矛盾する供述や不誠実な態度・事実の隠蔽など諸々のことを気にしているといえる。

4. IARLJで指摘され、日本でも参考にされるべきポイント

- IARLJ（国際裁判官会議）が作成した文書に「信憑性判断の判断要素」というものがある [資料① 3頁]。しかし、ここに書かれていることがなかなか日本の裁判所で実践されていないと感じている。
- 例えば、IARLJの「（2）信憑性評価における望ましい実務に関する国際的な裁判上の基準」には、ポイントとして「一貫性」「重要性」「憶測の排除」「客観的手法細部への過度の又は不合理なこだわり」に関する説明が書かれている。これらのポイントは非常に重要である [資料① 3・4頁色付け箇所]。
- 以下の事例は、このようなポイントの紹介として見ていただきたい。

A.3 一貫性 (coherence)

申請者が提出した証拠に一貫性がある場合は、一応信憑性が認められる見込みがより高い。

A.6 重要性 (materiality)

裁判官・審判官は、申請者の主張にとって重要となる基本的事実の中核に関わる部分について、信憑性に関する判断を下さなければならない。

A.7 憶測

裁判官・審判官は、申請者が提出した証拠の信憑性を認めない理由として主観的な憶測をしてはならない。そうすることは、根拠のない推測に依拠することになるためである。

A.8 客観的手法

難民申請及び補完的保護申請におけるすべての信憑性評価は、総合的に考慮された客観的な手法によって実施されなければならない。

A.9 細部への過度の又は不合理なこだわり

細部への過度の又は不合理なこだわりは、時として、重要な論点に関する事実認定の誤りにつながる場合がある。…

例：証拠が何年も前に起きた出来事に関するものである場合、迫害を受けるおそれを生じさせた出来事において申請者が果たした役割は小さなものでしかない場合、年齢、ジェンダー又はその他の脆弱性が関連する場合がある。脚色及び誇張も信憑性評価に関連してくる場合があるが、状況によっては関連性を有しないこともあり得る。これらは全体的な観点から評価されなければならない要素である。

5. 事例分析

- 資料には複数の事案を記載しているが、今日の報告では2つに絞って紹介する。

- 今回取り上げた事例のうち「20選」と注釈があるものは、日本の参与員手続が始まってから勝訴した判決をまとめた本であるので、ぜひ参考にしてほしい²。

(1) 執筆活動等を通じて反政府活動に関与したミャンマー出身の男性 (20選事例2)

2005/7/19 難民不認定、2006/3/15 異議棄却、2008/2/8 東京地判、2008/8/27 東京高判

【事案の概要】

- 本国でデモへの参加や演説を行ったところ、警察署に連行され、1日拘束された後、政治活動をしない旨の書面に署名をして釈放された。
- その後、警察官に逮捕され、約1年間、刑務所等に收容される。釈放された際に、二度と政治活動に関わらない旨の書面に署名をした。
- 日本において、軍事政権や政府に対する批判的な内容の記事の執筆や雑誌の発行に積極的に関与。デモへの参加や組織への関与等、反政府活動を行う。

【信憑性の判断】

一次審査において…2年以上収監された旨主張…しかしながら、あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において改めて問われた際、収監期間は1年間であった旨延べ、そのように供述を変遷させる理由を問われた際、「收容中で精神的に不安定であった」などと述べるにとどまり、合理的な説明がなされていません。

- 異議（行政段階）においては、収監されていた期間に関する供述の変遷を問題視している。
- しかし、1年か2年かは「中核部分」であるといえるのか。全体として信憑性に決定的な影響を与えるものなのかは疑問。また、精神的に不安定であったことは供述の変遷の理由として「不合理」か。

【裁判所の判断】

- ほぼ一貫して、ミャンマーにおいて2回にわたり身柄を拘束され、その1回目は警察署に連行され1日間拘束されたものである旨供述。
- 2回目は、1989年からの身柄拘束の時期・期間に関する供述の変遷について、長期間にわたるものであるという「**主要な点**」において一致している。
- 20年近く前の事実に係る供述等であり、記憶に多少の混乱があったとしても仕方がない。
- 最終的には、刑務所の中での様子についても詳細かつ具体的に述べていたため、

² 渡邊彰悟・杉本大輔編『難民勝訴判決20選—行政判断と司法判断の比較分析』信山社、2015年。

信憑性を認める。

- ポイントは、中核・周辺部分を区別し、中核部分の一貫性を評価したこと。時間的・心理的要因による供述変遷の「合理性」を判断し、供述の具体性を重視した。
- 収容されていた場所に関する供述の変遷について、刑務所において長期間収容されていたという点において一貫しているため、中核・周辺部分を区別し、中核部分の一貫性を評価した。
- 異議の段階（行政段階）では、1年、2年に拘っていたが、裁判所は事実関係を総合的に判断した。全体的な判断があった。

(2) その他、関連事例は [資料②_渡邊_参考資料] 参照。

6. 近年の事例：母国にいる兄からの手紙による難民性が問題となったケース（妹=A） 原審勝訴したが、控訴審になって訳文のミスが露見し供述の信憑性が問われた事例

- 私が扱った最近の事例。ミャンマーの少数民族のケースである。

①（原告Aの提出した訳文）

ア「国民が暴れるように演説をして廻っている、あなたたち家族全員政府を反対している者たちです」（甲）

イ お前の妹が国へ戻れば遺体すら見ることはできないだろうと言われて、一晩中暴行を受けました。どんなに謝ってもだめでした（甲）

ウ 妹が日本で政治活動している事を知らないと思っているのか。妹からの送金で、（兄は）行動して政府の悪口を言っている

- 実は、ウは手紙には実際には存在していなかった。この手紙の翻訳は、本人（原告A）に少数言語からミャンマー語に訳してもらった。その時に、死んでしまった兄についてお母さんから聞いた内容を、彼女（原告A）は手紙の翻訳に書き込んでしまった。
- 控訴審で、手紙の内容のうちアとイは存在するが、ウは存在しないことが明らかになった。そのことを裁判所は非常に問題だとした。

②（控訴審で）

ア' 「そのように発言することは、国民の安定を脅かすことに他ならない。それは政府に対するおまえたち家族全員の反逆行為だ」（乙）

イ' おまえの妹が国に帰ってくることは不可能だ。帰って来られると思うなら帰ってこい。死体すら見つかると思うな、と言って夜通し殴られた (乙)

⇒ アとイはほぼ同様であるが、ウは実際には手紙には存在せず、Aは、兄の死後、母から兄が病院で話したことを聞いて恐怖を抱き、頭からその内容が離れず、共通語に訳す過程において、その事情を書き込んでしまった。

③ 控訴審の判断

「本件手紙を証拠として提出する以上、その訳文として、書かれていないことを、他の者から聞いた話で補充して記載することは考え難い (①) 上、被控訴人は、原審における本人尋問において、本件手紙に被控訴人が日本で反政府的な活動をしていることなどが書かれているなどと客観的な事実と異なる供述をしている。

「2回目の難民認定申請の申請書において (中略) 本件手紙のことも母から聞いたことを基礎付ける証拠についても言及していない (②) こと (乙A24) からすると、被控訴人が母から兄が話したことを聞き、これを書き加えたという被控訴人の主張は採用し得ない。」

「兄がサイクロンの被災地に救援のために出かけた際の言動について、加害者から非難され、暴行を受けたほか、「我々の党が存在するかぎり、おまえの妹が国に帰ってくることは不可能だ。帰って来られると思うなら帰って来い。死体すら見つかると思うな。」などの発言があったとの記載があったものの、同発言は、兄の言動に対する脅し文句 (③) であって、加害者から、Aの日本における活動を非難する旨の発言があったとの記載はない (④) 」。

④ 控訴判決批判

- 裁判所は、「その訳文として、書かれていないことを、他の者から聞いた話で補充して記載することは考え難い」と言った。
- また、「本件手紙のことも母から聞いたことを基礎付ける証拠についても言及していない」。つまり、裁判所は証拠がないと主張している。
- さらに、裁判所は「我々の党が存在するかぎり、おまえの妹が国に帰ってくることは不可能だ。帰って来られると思うなら帰って来い。死体すら見つかると思うな。」という発言は兄の活動に対する脅し文句であって、妹に対するものではないと判断した。なぜなら、加害者から原告Aの日本における活動を避難する旨の発言があったという記載はないからだという。

- 「補充して記載することは考え難い」というのは、この裁判官は日本の裁判システムの水準を前提にした判断を下している。そのようなことは、やるはずがないと言うのは簡単だが、原告Aが訳文を作成するときに、母親から聞いた内容や言葉を書き込んでしまった彼女の思いを、私は理解できる。しかし、裁判所はそのような事情は見てはくれない。
- 裁判所は、日本の裁判手続きは厳格であるから、「そのようなことをするのは受け入れ難い」と言っている。やはり、日本の裁判所は、裁判システムに対する文化的な違いや水準の違いを理解していないと感じた。
- 「基礎付ける証拠についても言及していない」ことについて、難民申請者は、証拠を持たずに自分のことを立証しようとしている。日本の裁判所は、難民申請者が証拠を持たずに自らを立証しなければならない背景や理由に対する理解が不足している。
- また、「同発言は、兄の言動に対する脅し文句」にしかすぎないという言い方は、IARLJの中にある「憶測」の指摘が当てはまる。一つの可能性を言っているにすぎない。「おまえの妹が国に帰ってくることは不可能だ。帰って来られると思うなら帰って来い。死体すら見つかると思うな。」という言葉は、まさに彼女（原告A）にとっては恐怖にしか映らない表現である。そのことを本高裁の裁判官は無視をしている。
- 高裁は、「加害者から、Aの日本における活動を非難する旨の発言があったとの記載はない」と言っている。しかし、国が作成した翻訳文の中にも出てきている「政府に対するお前たち家族全員の反逆行為」や「妹が国へ戻れば遺体すら見ることはできない」という発言内容は、まさにこの文脈において、日本の活動が非難されていると捉えられるべき。「A6重要性」の点で基本的な事実の中核に関わる部分について、判断を誤っている。
- また、この事例は少数民族の人の事例である。本当は、兄の手紙の問題として片付けてはいけない。そもそも少数民族に属しているというだけで、勝訴できるような事情の人だった。しかし、そこを裁判所は乗り越えることができなかった。よって、後にこのような問題（高裁での敗訴判決）が起きてしまった。

発表2 難民認定判断における信憑性評価

ヒラリー・エヴァンス・キャメロン [資料③ 資料④ 参照]

本日は、以下の点について取り上げる。

- 難民認定の判断を行う者（decision-makers）は、難民申請者が真実を語っているかどうかをどのように判断すべきなのか。
- この信憑性評価のプロセスはどのような法的原則に従うべきなのか？

[Slide 3]

- プレゼンテーションの第一部では、1951年の難民条約に基づく難民認定における信憑性評価を規定する国際法についてお話しする。これから説明するように、この分野の法律は非常に薄い部分がある。しかし、条約の起草者、そしてその後継者であるUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の「難民認定基準ハンドブック」（以下ハンドブック）の起草者は、この信憑性評価のプロセスをどのように構築すべきかについて、重要な指針を与えている。私は各国の難民認定制度が、これらのガイダンスを真剣に受け止めるべきだと考えている。
- 第二部では、カナダの法律がこれらの問いにどのように答えているかを詳しく見ていく。「信憑性の推定」、「不適切な信憑性の推論」、そして「信憑性評価プロセスにおいて手続きの公正の原則がどのように作用するか」という点について、カナダの裁判所が提供する指針を見ていきたい。

1. 第一部 国際法上の難民認定における信憑性評価

- 難民条約の起草者たちは、難民保護のために多くの側面（における国家の裁量）を徹底的に規制している。
- 名高いノン・ルフールマンの原則に加えて、条約は「信仰の自由」、「移動の自由」、「裁判所、雇用、住宅、教育へのアクセス」などの難民の権利の尊重を、受入国に義務付けている。
- その一方、「難民認定が実際にどのように行われるべきか」という点に関しては、起草者たちはその責任を加盟国に委ねている。**後に述べる1つの例外を除き、条約は法的な事実認定構造については規定していない。**その代わりに、個々の締約国が自国の法的慣習（Legal Customs）に従って独自の事実認定の手続きを確立する自由を与えている。

[Slide 4]

- つまり、「難民申請者が真実を語っているかどうか」を判断する場合、国際的なハードな法律 (hard laws) はほとんどないといえる。
- しかし、どこに目を向けるべきかを知っていれば、とても重要なソフトな法律 (soft laws) を見つけることができる。
- このハードとソフトな法律を総合すると、各国の難民認定制度が必ず直面する基本的な規範的問題に、一貫性と説得力のある答えを提供することができる。
- この議論を整理するために、まずは事実認定の仕組みを規定する法的構造についてお話しする。
- どの国の、どのような事実認定の仕組みであろうと、根源的な一つの規範的な問いに対する答えが、その仕組みがどのように機能するかを決定させる。
- そして、国際難民法がこの規範的な問いにどのように答えてきたか、また「難民申請者が真実を語っているかどうかを判断する方法にはどのような意味があるのか」を考えていきたい。

事実認定の法律：どちらの誤りがより悪いのか？

- カナダの法律における手続きの公正の基本原則は、ほとんどの国の法律と同様に「判断者 (decision-maker) は公平であるべきだ」という考え方から成り立っている。しかし、実際は事実認定を行う場合、判断者が真に中立であることはあり得ない。
- 判断者がある申し立てを受け入れるか否定するか (事実だと判断するか否か) を決定する必要がある場合は、法廷でも、意見聴取でも、実生活においても、3つの問いが生まれ、判断者に「どちらの側につくか」の判断を迫る。つまり、事実認定において「(事実の) 不確かさの代償を誰が払うべきか」、「誰が不確かさの恩恵を受けるべきか」を選択する必要に迫られることになる。
- 1つ目の問いは、「ある申し立てが真実であると判断するために、判断者はどの程度の確信を必要とするか？」
- 2つ目は、「十分な確証があるかどうか判断できない場合、判断者はどうすればよいか？」
- また、場合によっては3つ目の問いとして「判断者が、ある申し立てが真実である可能性が非常に高いこと、あるいは真実でない可能性が高いことを事前に知っていると考えられる場合はどうすべきか？」。このような「事前蓋然性 (prior probabilities)」を考慮すべきなのか？

[Slide 5]

- これらの質問に対する答えは、事実の立証を容易にするか、困難にするかを定めるものである。そのため、判断者は天秤にかかる2つの潜在的な誤りについてどう考えるかによって、異なる答え（事実と認めるか否か）を出すことになる。
- 「立証を容易にして、より多くの誤った認定を受け入れる側に回るべきなのか?」。それとも、「立証のハードルをより困難にして、より多くの真実の申し立てを否定する側に回るべきなのか?」。つまり、「どちらの誤りがより悪い誤りなのか」という点が問題となる。

[Slide 6]

- 私がよく知るコモンローにおいては、法律は判断者がこの問いにどう答えるかを自分で決定することを認めていない。
- その代わりに、法律は3つの事実認定の構造を示して、これらの問いに答えている。
 - ①立証基準：事実認定には、どの程度の確信が必要なかを定める。
 - ②立証責任の分担：判断者が決められない場合はどうすべきか定める。どちらが立証すべきなのかを定める法律のタイプブレークの役割。
 - ③「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）：事実認定を巡る議論のために何を仮定するのかを定める。
- この「立証基準」、「立証責任の分担」、「灰色の利益」は、ある申し立てが事実として受け入れられるために、ゴール地点まで走らなければならない障害物コースを形成する要素になる。
- 法の設計者は、判断者の不確実性という代償を申請者に払わせることを望むかどうか、またどの程度まで望むかによって、その障害物コースをより困難なものにしたり、より容易なものにすることになる。
- 例えば、コモンロー諸国で最も高名な考え方の1つは刑法からきている。それは、「10人の有罪者を野放しにするよりも、1人の無罪者を有罪にする方が悪い過ちである」という考え方である。
- このように被告人を有利に扱う傾向が強い考え方にに基づき、コモンロー諸国では、刑事法の事実認定の障害物コースはそのように設計されている。
- すなわち、国家が罪の存在を証明する法的責任を負い（②責任の分担）、その立証基準は非常に高く、合理的疑いを超えた証明が必要であり（①立証基準）、多くの事実上の推定は被告人に有利であり、国家にはほとんど有利ではない（③灰色の利益：事実認定における推定）。
- 法律学や学問の世界では、（事実認定が）この被告人に有利な裁定を下すことが強く支持されているが、その理由は2つある。

- ①被告人はその手続きにおいて、最も深刻な種類の結果を受けるおそれに直面しているため、そして②被告人は、国家との戦いにおいて特に脆弱性が高いからである。

[Slide 7]

- では、難民法においては、どちらがより悪い間違いだろうか？
すなわち、「保護が認められるはずの申請者を誤って否定する（不認定にする）こと」と、「保護が否定されるはずの申請者を保護すること」では、どちらがより悪い間違いであるのか？
- 私の著書の中でも述べている通り、難民申請者が迫害のリスクに直面しているかどうかを判断する場合、コモンロー諸国の刑法において被告人を優先するのと同じように、
(事実か否かの確証が持てない場合は) **難民申請者に有利になるように疑問を解決する(判断する)ことが、国際的難民法の基礎となる規範的原則だといえる。**なぜなら、刑法における被告人と本質的に同じ理由から、**①難民申請者は誤って申請が却下(否定)されれば、最も深刻な種類の結果に直面する存在であり、②特に脆弱性を持つ当事者であるからである。**

[Slide 8]

- 1951年難民条約の前文には、国連の「難民に対する深い関心」が記されている。
- 起草者たちが懸念した多くの分野(事柄)の中で、最も深い関心は、**受け入れ国が難民を帰還させることによって、難民の生命と自由を危険にさらすかもしれないということである。このような危害を防ぐことが、この条約の最も重要な目的である。**
- このような被害は、難民認定を否定された場合にこそ生じるものであるため、**学者の一部は、この理由だけでも、難民認定の判断は申請者に有利になるよう認められるべきであると主張している。根本的に、この条約は「灰色の利益を優先すべき」という意見である。**いくつかの学者の主張をスライドで紹介しているので参照してほしい [スライド 9]

[Slide 9]

- さらに、現在の法律を見ると、申請者が危険にさらされているかどうかという究極の問題に関して、起草者たちは他に類を見ないほど低い立証基準を設定していることが分かる。「**十分な根拠に基づくおそれ**」という基準は、**蓋然性のバランス以下の立証を要求すると広く認識されている。**
- 起草者はまた、この条約の適用を監督する権限をUNHCRに与えている。

- **国連のハンドブックは、法律ではないものの、重要な指針の源として広く認識されている。**このハンドブックには、事実認定を行う際に、申立人に有利になるようなアプローチが示されている箇所がいくつもある。

[Slide 10]

- 例えば、ハンドブック196の「**関連する全ての事実を確認し評価する義務は申請者と判断者の間で分担 (shared) される**という部分である。

[Slide 11]

- そして、判断者は「疑わしきは申請者の利益に」の原則に従うべきであるため、その負担を軽くする必要がある。
- つまり、**この条約とハンドブックが想定している仕組みは、申請者の負担を軽減し、判断者の助けを借りて、非常に申請者の立証責任のハードルを下げている。**
- このように（灰色の利益を原則とする）事実認定の障害物コースが設定されない限り、ハンドブックが指摘するように、「大多数の難民は認定されない」ことになってしまう。事実認定がこのような仕組みにならない限り、多くの保護を必要とする人がそれを得ることができなくなってしまう。
- **国際法上、より悪い間違いは「真の難民を認めないこと」である。**国家が事実認定プロセスの設計を行う際、**その法律には、この優先順位を反映させるべきである。**

2. 第二部 カナダの下での難民認定判断における信憑性評価

[Slide 12]

- 私は著書の中で、カナダの難民法の特徴はその「一貫性のなさ」にあると主張してきた。
- カナダの難民法は、連邦裁判所判決を基に形作られているが、連邦裁判所は、難民認定において事実認定がどのように行われるべきかについて、事実上、様々な問題で意見が分かれている。連邦裁判所の仕組みの関係上、控訴審に上がれない事例が多くあり、基本的な規範で意見がわかれてしまうことがある。
- この分裂の主な原因の一つは、この基本的な規範的問題に対して、カナダの裁判官が異なるアプローチをとっていることにある。
- ある判決群では、裁判所は、誤った否決（否定）を回避することに大いに関心があることを明らかにしている。そのため、申請者に有利な形で疑念を解消するような事実認定の障害物コースを設けている。

- しかし、別の判決群では、裁判所は、逆に、誤った（難民の地位の）付与を回避することに大いに関心があることを明らかにしている。そして、その一連の判決において、裁判所は、申請者の犠牲の上に疑念を解決する障害物コースを作り出している。
- このような法の分裂は、カナダにおける難民認定審査の意思決定に矛盾と恣意性をもたらしている。
- 本日はその中でも、事実認定が適切に行われているケースを中心に紹介する。そのため、カナダの裁判所の判決をバランスよく概観するものではない。ここで、お伝えしたいのは、裁判所が正しい判断を下し、国際法のもとで行われるべき事実認定が行われたときに、法律はどのように機能するのかということである。
- 今日お話しする判決はすべて後に「覆されていない」という意味で、良い判決だと考えている。
- ただし、場合によっては、同じレベルの裁判所で、裁判官たちが反対の結論に達しているケースもある。このような他の判決についてもっと知りたい方は、私の本を参照してほしい。

[Slide 13] 「**信憑性の推定**」 (The presumption of credibility)

- カナダの難民法では「**誤った否決（否定）**」を回避することが優先であり、これを**実現するための3つの方法がある**。
- まず、1つ目に「**信憑性の推定**」がある。カナダの法律において、難民認定の判断者は、意見聴取を開始する時から「申請者が真実を言っていること」を推定する必要がある（＝申請書の主張は事実であるという前提で審査を行う）。
- 信憑性の推定は、カナダの難民法の礎の一つである。この推定は、申請者が嘘をついていると考える場合、それを立証する責任を判断者に課している。申請者は真実を語っていることを証明する必要はないが、逆に判断者は真実を語っていないことを証明する必要がある。
- ところで、この推定の法的起源は興味深いものである。実際には、この推定は非常に薄い法的基盤の上に載っている。
- 40年以上前の連邦控訴裁判所において、「申請者がある主張が真実であると宣誓した場合、その真実性を疑う理由がない限り、その主張は真実であると推定される」との判決があり、それがこの推定の基盤である。
- この判決は、同年に判決が下された別の事件の脚注を引用しており、その判決の中で「裁判官は、裁決者が恣意的に行動することが何を意味するか」について考察していたことから来ている。

- 「疑うべき理由がない限り、宣誓証言は真実であると推定する」という事実は驚くには値しない。この考え方は、カナダ法の他の多くの文脈でも見受けられる。しかし、難民法の分野では、裁判所はこの推定をより真剣に受け止めていると言える。
- 他の法律の分野では、この推定はずっと弱いものである。例えば、「供述を裏付ける証拠がない」というだけで、この推定が崩れることがある。
- 例えば「お金を支払った」と誓っても、それを証明する領収書がない場合は、裁判官が「供述は証明されていない」と結論づけるのに十分な理由となり得る。これは、供述が他の点においてもっともらしく、信用できそうであっても、また単に手に負えない理由で領収書を入手できなかったとしても、そのような判断が下されてしまうことがある。つまり、こういった場合は宣誓（したうえでの供述）だけでは、裏付けとなる証拠の欠如を克服することはできないといえる。
- **一方、カナダの難民法では、裏づけとなる証拠がないことは、その証言が他の点でもっともらしい限り、申請者の宣誓証言を信じない十分な理由とはならない。**
- もし裏付けとなる証拠が容易に入手できる状況であり、申請者がそれを得るためにもっと努力すべきだった（努力を怠った）という場合は、供述の信憑性を疑う理由の1つにはなり得る。
- しかし、証言の裏付けがないという単純な事実だけでは、供述の不信任の理由にはならない。
- **カナダの裁判官が、この「信憑性の推定」を他の法律分野よりも難民法の文脈でより強くしているのは、国連ハンドブックの起草者と同様に、この推定がなければ難民申請者が不当に不利な状況におかれることになる」と認識しているからだと考えられる。**
- この推定がなければ、あまりにも多くの難民が否定されることになってしまう。つまり、「信憑性の推定」は、判断者が「疑わしきは申請者の利益に」の原則を保障するためのカナダの法律の試みである。

[Slide 14]

- 第二に、裁判所は、「不適切な信憑性の推論」のガイダンスも設けている。

[Slide 15] 申請者のトラウマ症状や心理的トラブル

- 例えば、その中で裁判所は「トラウマの症状があること」を「申請者が嘘をついているサイン」と誤解しないように判断者に注意をしている。
- 裁判所は、「トラウマを抱える人たちが証言する際に、様々な問題がある」との認識を示している。

- ト라우マは記憶にも影響を与えることがある。「何か証言するとき起こる（供述の不整合や事実関係の不一致などの）問題は、嘘をついているからではなくトラウマが原因になる可能性がある」と裁判所は指摘している。

[Slide 16]

- もう一つ裁判所が判断者に警告しているのは、「精神医学や心理学の報告書を無視したり、誤解や軽視をしたりしてはいけない」ということである。
- 判断者は、申請者が証言する時に何らかの困難がある場合、その困難が（精神医学や心理学の）報告書が指摘するメンタルヘルス上の要因で説明できるか検討しなければならない。
- 裁判所から判断者に対して、「判断者は精神科医ではなく、専門的な部門ではないのだから、専門家からの報告書をきちんと考慮しなさい。」という趣旨の注意がなされている。

[Slide 17] 「解釈」を経た証拠

- 他にも、裁判所は「通訳を通して証拠を提出したり、証言したりしている場合にはあらゆる誤解が生じる可能性がある」と指摘している。
- 通訳を通して、あるいは（通訳の過程で通訳者による）解釈がされている場合などは、供述の矛盾や不一致が、「通訳」が原因で生じる可能性があることも念頭におくように、裁判所は注意している。

[Slide 18] 申請者の振る舞い

- 裁判所は、「申請者の振る舞い」に基づいて判断することも非常に正確性に欠けるとし、注意している。
- 例えば、「申請者が感情を出していない」または「感情を出し過ぎている」、あるいは「目をそらす」などの振る舞いは、（カナダにおいては）「自己防衛的なものである」、「緊張してる」というシグナルになるかもしれない。
- しかし、ある文化では、目を合わせて話をする事自体が良いことではないと言われている。このように、「誰かの振る舞いを通して、嘘をついているかどうか判断するのは間違いである」と裁判所は指摘している。

[Slide 19] 記憶に関する問題

- もう一つ大きなトピックは、「記憶」に関する問題である。

- 人は、どれくらい詳しく明確に記憶ができるのか。特に、困難な出来事に関する人間の記憶に関する研究によると、時間が経つにつれて、記憶が変わってくるということが証明されている。
- 例えば、事件の目撃者に関する研究は、「犯罪者を目撃した被験者が、（目撃した事件後に）警察に話をした時と、数か月後に同じ事件のことを研究者に話したときでは話の内容が変わると予想されている。例えば、最初は「車の色は赤色だった」と言っていた人が、今は「青色だった」と証言する。「男性は帽子を被っていた」と証言した人が、後に「男性は帽子を被っていない」と証言するということが起こる。
- これは、被験者が嘘をついた（実際は事件を目撃していなかった）から話が変わったわけではない。時間の経過によって記憶が変わっていくということを意味する。
- 難民認定審査における周辺の部分の記憶については、渡邊氏の話にもあったが、（判断者が）周辺の部分に焦点を当てて、中核の部分に焦点を当てないということがしばしば起こる。
- しかし、申請者は事実のどの部分に注目するのだろうか。**特に、人間が記憶するものは一番印象的な出来事を記憶しており、周辺のことあまり記憶していないことが、長年の研究によって証明されている。**
 - 例えば、同じものを目撃したとしても、人によって違うことに注目することがある。ある人は車の色は覚えているがメーカーはわからない。もう一人はメーカーだけ覚えているが、色は覚えていないという状況がある。
- 中でも、ほとんどの人たちが注目するのは武器である。誰かが武器を出したとき、私たちは自然と武器に注意を向ける。研究者の調査によると、ある状況に武器が存在する場合、多くの人はその武器についてははっきりと覚えているが、その周辺のこと覚えていない傾向がある。
- 3つ目のポイントとして日付（に関する人の記憶への誤解）がある。カナダの難民認定審査でも日本と同じような問題が起こっている。
- **判断者は、申請者が日付をはっきりと覚えていると期待してしまっている。しかし、記憶を研究する科学者は、人はある出来事の日付、深刻な暴行の日付であっても正確に覚えていないと明らかにしている。**
 - 1983年に行われた著名な研究によると、過去6か月以内に暴行を受けて、警察に被害を届け出た事件においても、被害者の1/4は事件の日付を覚えていなかった。
 - また、殺人の目撃者に4～5か月後にインタビューしたところ、13人中10人は日付を覚えていなかっただけでなく、事件が何月に起きたのかも正確には覚えていなかった。

- カナダの審査（面接）官は、（出身国における）一般的な事柄に関して過剰な記憶力を期待することがある。例えば、「申請者は（出身国の）パスポートや通貨、警察の制服など、何度も繰り返し見ている事柄に関しては正確に記憶しているはずだ」と考えてしまうのだが、この考えも研究で否定されている。
 - 1979年に行われた著名な研究で、ほとんどの人は、自分の国の貨幣がどのようなものを正確には記憶していないことが明らかになっている。
 - 例えば、今日の参加者の中でも、日本の千円札の絵柄などを詳細に説明できる人は多くはないのではないだろうか。
- つまり、**科学的な研究によると「人間の記憶は不完全で不安定なものである」ことが証明されていると言える。**

[Slide 20]

- そのため、難民認定審査における**信憑性評価を「記憶のテスト」で判断するべきではない。**

[Slide 21]

- 渡邊氏のお話によると、日本では顕微鏡的に調べるとあったが、この点、カナダの裁判所は、熱中しすぎず、警戒しすぎず、細かい矛盾を探しすぎないように注意している。
- また、申請者の信憑性の問題に合理的に関連しないような証言の矛盾については、そもそも焦点を当てないように警告をしている。

[Slide 22]

- 加えて、裁判所は過去に行われた虚偽の主張に関しても注意喚起をしている。（難民認定審査の）判断者は、過去に一度でも嘘をついた人に対して「ずっと嘘をつく」と結論付けてしまう傾向にある。
- **しかし、カナダの裁判所は、「申請者がカナダ政府に対して嘘をつくことであっても理解できる場合がある」との認識を示している。**例えば、入国のためのビザを申請する際には、嘘をつかなければならない状況もあることを裁判所は認めている。

[Slide 23] 出国や難民申請の遅延

- また、出国や難民申請のタイミングについて、裁判所は「危険に晒されている全ての人が、国から離れられる最初の機会に逃れて、難民申請をする」と機械的に仮定することは危険であると注意している。
- この点についても、申請者の文化的な背景などを鑑みて判断する必要がある。

- さらに、危険な状況に慣れてしまっている人は、その状況がどのくらい危険であるのかをあまり強く感じないこともある。これは研究によって、何十年も前から明らかにされていることだが、人は「身近なリスクを心配しなくなる」という傾向がある。
 - コロナ禍もその例の一つだが、コロナが広まった最初は警戒していても、慣れてくると客観的には危険な状況であっても、心配が薄れてしまう。
 - 同様に、申請者が（身の安全のために）身を隠している場合や迫害を受けている場合でも、（リスクに慣れてしまった結果）一時的に安全であるかのように感じて、出国してカナダで難民申請をするという行動を遅らせることもある。これは、人のリスク・レスポンスとして妥当な場合がある。
- 加えて、カナダの裁判所は、根本的なこととして、危険な状況の中でもリスクを背負って、自分の家族や自分の財産を守るために勇気ある行動をする人もいと指摘している。

[Slide 24] 不合理・非合理的な迫害主体

- カナダの裁判所は、迫害を行う側は合理的な形で迫害をするとは限らないとも指摘している。

[Slide 25] カナダ的思考・行動様式に基づく推定

- また、カナダの裁判所は、カナダの生活習慣に合わせて判断しないように注意している。
- 信憑性は、申請者の文化的背景の中で判断をしなければならない。例えば、申請者の出身地域のスーパーマーケットのレイアウト、地元新聞の内容などをカナダの基準で考えて理解してしまうこと（信憑性を評価してしまうこと）があるが、こういった判断はしてはいけない。

[Slide 26] 手続きの公正性の原則

- 審査手続の公平性の原則についても、カナダの難民認定審査に関して3点説明する。これは、裁判所は信憑性が低い供述がある場合、どのようなかたちで公正な裁判を行えるのかということに関わる。
- まず、カナダの法律には原則が2つある。「**審査対象となる事柄を知る権利**」と「**意見を聞かれる権利**」である。
- このカナダの法律が定める2つの原則により、「申請者の供述の信憑性に疑問がある場合は①申請者にも伝えて、その事柄について②申請者が説明をする機会を与えなければならない」ということになる。
- 3つ目としては、「政治的な独立性と判断者の心のあり方」についてである。

[Slide 27] 審査対象となる事柄を知る権利

- 最初に、「審査対象となる事柄を知る権利」について説明する。
- 例えば、告発に直面している人は、自分に対して言われていること（嫌疑の内容）を知る権利があるという考え方である。
- 告発をする側は、詳細な情報を伝えなければならないという仕組みである。この仕組みが有意義なものになるためには、告発された人が（自らにかけられた疑いに）答えるために十分な時間と情報を伝える必要がある。

[Slide 28]

- この原則にもとづき、カナダ裁判所は「判断者が申請者の供述の信頼性・信憑性に疑いがある場合は、直接申請者に伝えて、反論する機会を与えないといけない」と述べている。
- この原則からすれば、例えば、判断者は最後に（結論を出す段階になって）申請者が予想できない（供述の）問題点を指摘して判断してはいけない。例えば、渡邊氏の話にあったケースであれば、申請者に、名前のスペル間違いが起こった理由を説明をする機会を与えないといけないということになる。
- 申請者には、（信憑性に疑いが持たれた場合に）説明する機会を与えなければいけない。意見を聞かれる権利についても、同様に供述の矛盾などが指摘された場合において、その点に関する自分の意見を伝える機会を与えられる権利である。

[Slide 29] 意見を聴かれる権利

- 本日は、この2つの権利の遵守の観点から重要な点を2つ指摘する。1つは通訳へのアクセスの権利、もう1つは手続きを踏んだ対応を受ける権利である。

[Slide 30]

- 例えば、（カナダの公用語である）英語やフランス語が話せない申請者は、意見をきかれる際に、「有能な通訳をつける権利」がある。これは、カナダ人権法から義務づけられている。

[Slide 31]

- 特に、脆弱な立場にある申請者に対しては、手続き上の配慮がある。
- スライドにいくつか具体的に書かれているが、これはカナダのガイドラインの資料の引用である。どのようなかたちで配慮すべきか記載されている。

- 例えば、電話会議での証言、トラウマのある人にはサポートパーソンの同行・同伴を許可する、休憩時間の延長、ジェンダーに基づく暴力の被害者やある特定の性別の申請者には、同じジェンダーの人（判断者）の前で証言できるようにする、などが挙げられる。
- こうした配慮をする理由は、配慮をした方が申請者は証拠を提出しやすいからでもある。法的な原則に基づいて、申請者が十分に権利にアクセスできるように配慮をする必要がある。

[Slide 32] 独立・公平な判断者を得る権利

- 「知る権利」や「聞かれる権利」が保障されていても、聞いている人（判断者）が独立性に欠けている場合には意味を成さないため、申請者には「独立・公平な判断者を得る権利」がある。
- カナダにおいては、「政府から職務上独立した判断者を得る権利」と「不当な扱いをするような個人的な偏見がない判断者を得る権利」を意味する。

[Slide 33] 独立した判断者を得る権利

- カナダの法律では、難民認定審査の判断者は、完全に政府から独立していなければいけない。
- 渡邊氏の発表で述べられていた、日本の入管庁が審査をすることについての懸念は理解できる。
- カナダにおいても同じような懸念があった。（本来は独立して行われるべき）難民認定審査に対し、カナダの難民省が影響を及ぼしていたため、裁判所はこの課題に対応しようと判決を出している。
- 判決の中で、省庁には様々な利害関係があるとの認識を示している。利害関係が生じる例として、例えば「（難民の）出身国とのトラブルを回避したい」、あるいは「カナダに来る申請者の数を制限したい」などの考えがあるかも知れない
- しかし、カナダの法律に基づけば、判断者はあらゆる政治的な圧力がない立場にいないといけない。
- そのため、裁判所は、「難民認定審査においては、政治的・政策的な背景を考慮する必要はない。むしろ（特定の国や属性の難民申請者を難民認定／不認定することが持つ）外交的なメッセージなどは考えてはいけない。」「判断者の唯一の仕事は、申請者が保護を必要とするか否か、難民か否かを判断することである。」と指摘している。

[Slide 34] 偏見のない判断者を得る権利

- 判断者は個人的な偏見を持つてはいけない。カナダの法律における偏見とは、難民に対する「敵意」だけではなく、「オープンマインドではないこと」も含まれる。
- これは、間違ったステレオタイプの推論（をする人）を含むと定義されている。
- カナダの裁判所は長年、難民認定を審査する**判断者が陥りやすいいくつかのバイアスについて注意している**。例えば、ジェンダーと性的指向に関してはこうした指摘がなされている。

[Slide 35]

- スライドに示したのは、カナダの委員会が公表している（審査における）ガイドラインである。
- これらのガイドラインでは、判断者が陥ってはならない神話やステレオタイプについて言及している。

[Slide 36・37]

- 例えば、判断者は性的指向とアイデンティティ（SOGIESC）について、固定観念と（カナダにおける）社会通念に基づく判断を避けなければならないことが指摘されている。

質疑応答

質問者 1 (社会学) : フランスの難民認定審査機関であるOfpraは定期的に現地調査を行っているが、カナダの難民認定審査機関は、難民送出国の現地調査を行い、事実を把握しているのか。

回答 (キャメロン氏) : 難民認定機関における情報収集の方法が2つある。1つ目は、研究者を送り込んで現地調査を行うこと。この方法もあり得るが少し珍しいものになっている。常に、毎回やっているものではない。2つ目は、難民認定機関の事務局が情報を集める方法。委員会や判断者が必要な情報を集める責任がある機関である。送出国の情報は、主にカナダ内からの調査で集められた情報である。一部の場合、委員会は研究者を派遣して現地で行う。

質問者 1 (社会学) : 日本の審査における情報収集について、どうなのか。

回答 (渡邊氏) : 少なくとも入管が独自に送出国情報を収集していると聞いたことはない。逆に、過去には入管によって個別的な調査が行われたことが問題になった。これは非常に問題で、申請者の個別的な情報を当該国の警察あるいは公安機関に伝えて、「この人についてはどうか」と調査をしてしまったことがある³。これは、その人の難民性を非常に高めた行為だった。

司会者 : 日本の難民審査において、他国が発表している出身国情報を翻訳していることもあると思うが、その点についてはどう考えているか。

回答 (渡邊氏) : 数年前から出身国情報について、入管庁は、アメリカの国務省レポート、イギリスの内務省報告、オーストラリアの外務省報告と3国からの翻訳情報を提供している。問題点は、非常にアップデートが遅いことである。例えば、2020年・2021年分の報告書はまだほとんどないのではないかと。おそらく2018年、2019年が最新だと思われる。また、政府当局の情報はあがるが、アムネスティ・インターナショナルやヒューマン・ライツ・ウォッチ等の民間の出身国情報の提供は全くないことも課題である。

質問者 2 (参与員) : 国籍を証明するものがない場合、どう対応すべきか。特に、出生証明書もなく、旅券を偽造している場合は、本人の供述しか国籍に関する手掛かりになるものがない。カナダにおいてこのような場合はどのように判断するのか。

回答 (キャメロン氏) : アイデンティティに関する信憑性については、法律の中で判断が難しい部分だ。アイデンティティと今日話した供述の信憑性については、カナダでも少し違う扱いがされる。先ほど、「供述の信憑性評価における推定の強さ」に関して話したが、アイデンティティに関しては、少しそれが弱くなってしまう。

アイデンティティに関して証明するものがない場合でも、立証責任の分担は機能するものの、裁判所は「申請者が誰なのか」については厳しく判断する傾向にある。私の経験の中では（証明書がない場合のアイデンティティの確認の際は）コミュニティグループからの保証が大きい。例

³ 2002年と2004年に行われた、入管職員によるトルコの現地調査。2004年に行われた調査では、入管職員が、日本で難民申請を行っているトルコ出身者の家族らを現地当局と共に訪れた。この事件については、大橋毅「クルド難民を拒絶する法務省」『Mネット』210号、2020年、10頁を参照。

えば、送出国の同じメンバーがインタビューし、時間をかけて、供述書をまとめる。

そういったものがない場合、判断者は色々なテストを考え、本当にその国の出身かどうかを判断しようとするが、その際に本日紹介したような沢山の問題が起きる。どのような質問をするかによっては、「記憶力についての誤った理解」に基づいた質問をしてしまう。例えば、「どのような貨幣が使われているか」、「地下鉄の地図を書けるのか」、「建物が都市のどこにあるか説明できるかどうか」。

正直、アイデンティティの信憑性について、カナダにおいてもこの問いに良い答えが出せていない。そのため、申請者が得られるコミュニティのサポート次第になっている状況がある。

質問者3（国際法）：難民認定手続きにおける信憑性評価の目的、あるいは信憑性評価の性格はどのようなものか。それは真実を発見することか。もしそうでないなら、一体それは何であるか。

回答（キャメロン氏）：UNHCRが述べているが、難民認定における信憑性評価は、真実を発見するためではない。事実認定は、少しこの文脈においては異なる。

私の答え方で説明すると、判断者はリスクを分析している。リスク分析を行うためには、「確実な真実が何なのかはわからない」と認識する必要がある。一部の事実を誤って理解している可能性もある。事実が分かる場合には、リスク分析ができるが、最終的には事実の確信には至らない。

つまり、**私が理解している信憑性評価の目的とは、リーズナブル（合理的）なかたちでリスク分析することであり、真実を確実に得ることではない。**裁判所が提供しているガイダンスは、信憑性を誰が証明するべきか、また推定については判断者がリスク分析するためのツールである。それらに基づいても間違った判断がされる可能性があるが、その時の判断がリーズナブルなものであれば、判断者は「法が求めることができている」と評価できると思う。難民認定の判断者が、事実を導き出すことは、あまり現実的ではないと思っている。

質問者4（難民支援者）：脆弱な立場にある人のニーズに合わせた審査の必要性については発表の中でもお話しいただいたが、特に信憑性評価の観点から、配慮が必要な方々とは誰か。例えば、性暴力の被害者や子どもなどが挙げられると思うが、キャメロン氏はどのような方々が想定されているか。

回答（キャメロン氏）：私にとって、とても重要な質問をいただいたと考えている。カナダの難民審査委員会が行っているのは、脆弱性がある人のための配慮だが、ガイドラインによると、多くの人に脆弱性があるため、配慮するのは「非常に脆弱な立場の人」という意味を指している。この方針は脆弱という言葉の意味を変えてしまっている。つまり、脆弱と認められるために強い脆弱性を持たないといけなくなっているのが残念であり、混乱を招いてしまっている。

難民弁護士の立場から質問に答えると、脆弱な立場の人の基準は非常に低くあるべきだと考える。難民のほとんどの方が脆弱な立場である。難民は言語において、制度、教育、文化等に慣れておらず、トラウマがなくても、カナダにおいて日常的な脆弱性がある。

さらには、精神的なトラウマを持っている人の中には、実際に症状をもっている、供述する

ことができない方もいる。何年もトラウマを持っていると、経験を話すことへの抵抗など（難民認定審査における）別の要因もある。また、どこかに収容（detention）されている場合、新しいトラウマを抱えることもある。本来はそれらも考慮する必要がある。

質問者5（参与員）：渡邊氏が日本の裁判所が抱える課題の一例として、「異文化の理解が難しいのではないかと問題提起をされていた。当然、日本の厳格な法的手続きを前提としている。国が違えば法的手続きが異なる。しかし、参与員も裁判官も前提や先入観に囚われなくて、判断をするにはどうすべきなのか。あるいは何かしてもらうべきなのか。

回答（渡邊氏）：IARLJの文書の中に「法曹関係の人こそ信憑性判断について気をつけなければならない」という趣旨の記載がある。やはり、法律を勉強してきた人間は信憑性を判断する際に、民法や刑事法の感覚で判断してしまいやすい。難民法という独特の世界に移行できないことを注意喚起している。難民という特別な状況にある人の問題を扱うと意識するところから始まると、私は思っている。

信憑性に関しては、新垣修氏の論文の中に気をつけなければならない4つの要因が挙げられている⁴。つまり、物理的要因（証拠がない）、文化的要因、心理的要因、構造的要因。日本は入管が難民認定審査を行うため、中でも構造的要因が非常に大きいと思う。審査する側がこの4つの要因を意識していることが重要だと思う。

審査をする人たちが、まず、特殊な要因がある事柄を扱っていると理解する必要がある。例えば、文化的要因について、日本は厳格な戸籍制度で自分が何者かはっきりとわかる社会であるが、外に出れば、自らの生年月日すらわからない人もいる。そのような文化的違いや多様性に対する目をもっと開き、受容していく。自身の心の中に、世界のありようを受け止め、受け入れる必要がある。私は、こうした研修を入管でする必要があると感じている。

回答（キャメロン氏）：渡邊氏が説明してくださった日本の状況とは異なり、私たち（カナダ）の難民認定制度はできるだけ独立性を担保する構造にはなっている。その上においても、難民認定審査において自分の前提や先入観に囚われずに判断できる状況を作っていくためには、2つの分野で非常に努力が必要であると考えている。

1つ目は、判断者は誰か、またどのように選ばれるのかについて。判断者を選ぶ際は、新たに学ぶこと、自分の偏見を覆されてもよいと思っている人を選ぶことが前提条件の1つである。そして、実際には、判断者がステレオタイプや問題のある理由の決め方を避けるためのトレーニングをどのように行うのが課題になる。

2つ目は、私たち（共同研究者たち）が焦点を当てているのは、（こうした無意識のバイアスなどについて）判断者への説明の仕方。どのような伝え方をすれば受け入れてくれるのかを研究している。そのプロジェクトのために、大学で法学部の学生を対象にある実験を行なった。申請者の見た目で見判断させないための文章を考えて比較実験を行った。認知的心理学の視点から、裁判官にどのような説明をすればよいのかをまとめることができた。

以上、2点は私たち（カナダにおいて）も改善していかなければならない。バイアスに対する

⁴ 新垣修「異文化コミュニケーションとアサイラム—政治・社会・文化・に関する国家間の差異を背景として」『比較文化研究』No.39（7月号）、1998年。

ガイダンスがあるが、それを認識して改善していく方法を提供するべきだと考えている。

質問者6（参与員）：日本では、難民申請を就労目的で行う人もいる。難民認定数は非常に極めて少ない。この中で、研究者やNGOが例えば「EU基準に合わせよう」と言っても、難民であるという明らかな証拠がないと政府は動かない（難民認定をしない）。カナダや欧米の例でも構わないが、「（自身が難民であるという）証拠を出しなさい」という基準があった国において、政府を動かすやり方があれば事例や示唆をいただきたい。

回答（キャメロン氏）：とても重要かつ難しい質問だと思う。私たちにとっても、長いプロセスだった。幸運にも、1985年に最高裁においてカナダにおける難民の権利が確立された⁵。1982年憲法の中に諸権利が明記されたが、当時はカナダの住民でない人がどのような保護を受けられるかは明確になっていなかった。1985年の判決によって、この憲法が難民の権利も保護することが示された。この判決により、口頭でヒアリングを受ける権利、つまり「独立した判断者の前で直接自らの訴えをする権利」をはじめとする手続きの保障などが保護されることになった。

そのため、カナダにおける難民の地位の確立はすべて1985年に始まったと言える。それ以降の私たちの活動（難民に対する法的支援）はこの確立された枠組みの中で行われている。近年の動向を見ていると、もしこうした確立された枠組みがない中で、政府に対して「（難民を適切に保護するための）政治的な判断をして欲しい」というアドボカシーをしなければならなかった場合、正直もっと難しかっただろうと思う。

カナダにおいても、難民の方は市民社会の中で、たくさんの障壁を超えないといけいない状況に置かれており、（政治的な働きかけにより現状を変えていくことは）とても難しいことだ。

回答（渡邊氏）：私としても回答するのがとても難しい。日本においては「根本的には、独立した難民審査機関を設立しないとイケない」という話になってしまう。今の制度の中で（欧米諸国のような国際基準で難民認定を行えるかを）考えると、裁判所が中々動いてくれないのが課題だといえる。裁判所が行政の判断するような、国際基準から乖離した判決を書きすぎている。

カナダでも裁判所の判決が難民認定行政に大きな影響を与えたように、例えばニュージーランドでも1986年にbeneficial判決があった。この判決を受けて、ニュージーランドの難民制度が大きく変わった。日本でもきちんとした判決文を書いてもらうことで、大きな変革につながる可能性があると思う。ただ、今の日本の裁判所の状況を踏まえると望めない状況でもある。日々の我々の努力の中で変えるしかないとも思う。

また、参与員にご活躍頂きたいと思っている。実は、難民審査参与員に研究者の方が増えてきており、率直に驚いている。例えば、今日の研究会のように他国の難民認定審査の状況や、審査において注意しなければならない「無意識の偏見」や「バイアス」について知るために、参与員の協議会に、ヒラリー氏を招きたいと入管に参与員の方から提案していただくのも良いのではないか。参与員も、第三者的な人を招いて、世界の難民法の実態を知っていく必要があると思われる。もちろん、参与員だけではなく、難民調査官にも同じことがいえる。難民調査官の全体の水準を上げるためには、研修などで理解を進める必要がある。

⁵ Singh v. Canada [1985] 1. S.C.R. 177 [<https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/en/item/39/index.do>].

質問者7（参与員）：日本では、難民審査に関わる人々の中で、海外の国の事情に詳しい人間が少ないと感じている。カナダの場合は、海外経験の長い人が難民審査に関わっているのではないかと思うが、実際の状況はどうなっているのか。

回答（キャメロン氏）：とてもよい質問だが、残念ながらカナダの判断賢者のバックグラウンドについては、承知していないので具体的にはお答えすることができず、申し訳ない。現在は、メリットベースで任命されている。私が知っている何人かは、NGOや難民法、難民委員会、国境の移民の仕事をしていた人だが、こうした人がどれくらいの割合なのかはわからない。

回答（渡邊氏）：海外経験を持つ人が少ないのも課題の1つだが、日本の場合は、出身国情報の蓄積が少ないことがより大きな問題だと感じている。出身国情報（COI）が十分に蓄積され、その出身国情報を前提に判断ができる環境が整っていれば、判断者自身の海外経験の有無にかかわらず判断ができる。むしろ、その「出身国情報の分析」こそが難民の認定実務における生命線であると考えている。

質問者8（メディア関係）：基本的な質問だが、日本の場合は、その人が個別に政府に把握されていないと難民として認定されないが、カナダやドイツの場合は、例えばロヒンギャならそれだけ（ある国・地域出身の特定の少数民族であるという事実だけ）で難民認定されると言われている。実態はそうなのか。

回答（キャメロン氏）：国際的には、「グループに基づく認定」が主な認定方法になっており、実際に多くの国で、グループに所属するということで認定が行われている。

カナダの場合は、（一次庇護国において）すでに難民として認定されている人をカナダに連れてくる別のプロセスもあるが、自らカナダに来てから申請する方は、個別の審査を受ける。ただこの手続きであっても、グループに基づく認定ができるケースの場合は、「私はこのグループに所属していて、このグループは迫害を受けている」ということに関するとても短い事情聴取になる。そのプロセスは非常に早く、書面だけのケースもある。個別の審査はあっても、とても早いケースがある⁶。

質問者9（参与員）：的確な通訳を得る権利があるとの話があったが、難民審査をする際の通訳は何か特別なトレーニングを受けているのか。日本とカナダではそれぞれどうなっているのかを伺いたい。また、トレーニングなどが無い場合、どのような取り組みが必要なのかご意見を伺いたい。

回答（渡邊氏）：日本は通訳に関して資格試験があるわけではない。入管と裁判所は、その言語ができる人をたぐっていき、依頼している。弁護士がついている場合は、日本人の通訳をお願いしている。帰化した通訳の人は使わないことを依頼する。通訳者と申請者が同じ国籍の場合、申請者が通訳者と政府関係者が繋がっていないだろうかと不安を持つため、少なくとも難民の

⁶ 【参考】難民研究フォーラム「カナダの難民認定手続きの迅速化について」 [<https://refugeestudies.jp/2020/01/rsd-canada/>]。

インタビューでは使わないように依頼をしている。日本の場合は、公式な通訳の制度があるわけでないため、そのような依頼を行っている。

回答（キャメロン氏）：カナダでは、難民委員会による認定を受けている人が通訳をする仕組みになっている。プロセスがあり、難民委員会が通訳者を任命している。

ただし、渡邊氏がおっしゃっていたような課題はカナダでもある。通訳者が申請者と同じコミュニティの出身者の場合、2つの問題がある。1つ目は、方言の違いである。方言の違いによって問題が起こるかもしれない。2つ目は、申請者が同じコミュニティの人にストーリー（難民である理由）を知られてしまうことである。例えば、女性が性暴力（sexual violence）について話をするとき、同じコミュニティの人に知られたくない場合がある。非常に難しい問題のため、委員会が配慮をして、別の方法を探すこともある。なお、通訳は正確な翻訳であることを優先して、難易度の高い同時通訳では行わない。

質問者10（学生）：「信憑性の推定」について、審査員が申請者を信じるというのは、特に、日本の文脈では少しロマンティックに感じる。なぜ、日本ではそれができていないのか。難民に日本にいてほしくないからなのか、政府の一部が認定を決めているからなのか。

回答（渡邊氏）：そもそも日本では「信憑性の推定」という考え方はない。背景には、構造的な要因がある。システム上、出入国管理部門が申請者に質問する際は「どうやってパスポートやビザをとったのか」、「どうやって日本に来たのか」という質問から始まってしまう。あるいは、「日本に稼ぎにきたのではないか」という質問が参与員からされる場合もある。（本来は迫害のおそれを審査するための）難民認定審査でこうした質問から審査が始まるというのは、非常に驚きである。

（外国人を管理する責務を負う）入国管理局がやっていること自体が、信憑性の推定を働かせない原因になっていると思う。難民法の独自性を理解しようとする研修がきちんと行われておらず、難民法そのものへの理解が全般的には広まっていないのが課題である。

質問10（学生）：先ほど、キャメロン氏が「難民は構造的に脆弱な立場の人である」とおっしゃっていたのは、その通りだと思う。しかし、脆弱性という観点からみると、審査する人たちにも、ある種の脆弱性があるのではないか。難民認定審査における信憑性判断においては不正確な部分があると思うが、そのような不確かな要素をどうしたら減らすことができるか。カナダの市民社会が難民の尊厳に対して、どのような活動を行っているのかをお聞きしたい。

回答（キャメロン氏）：私のプレゼンテーション資料で示したように、「不確かな要素はある」という前提にたった上で「どちらの誤りがよいのか」を天秤にかけてみるのが大切だ。市民社会において難民について議論が行われる時には、一部の側面のみが取り上げられることもある。例えば、「難民申請者の調査にどのくらいの費用がかかっているのか」が取り上げられたり、また「申請で嘘をついた方が認定されておりカナダが辱めにあっている」というようなことが取り上げられたりしている。

しかし、逆に、「人権的なコストや人道性において、どのような被害があるのか」について同じくらい焦点を当てていく必要がある。人間の過ちによって、ある一人の難民が危険な国に送還

され、犠牲になることがあるということを忘れない必要がある。保護が必要な人を否定することによるコストを市民社会が忘れないようにする必要があると思う。

以上